

改正

昭和56年3月19日条例第16号

昭和57年3月23日条例第10号

昭和59年12月24日条例第15号

昭和61年4月1日条例第4号

平成6年12月20日条例第19号

平成12年12月15日条例第31号

平成15年6月20日条例第20号

平成17年3月18日条例第12号

平成20年3月17日条例第3号

平成23年6月16日条例第8号

平成26年6月12日条例第19号

平成26年9月18日条例第23号

平成27年12月17日条例第19号

宇多津町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭等」とは、宇多津町の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）している者
- (2) 前号に掲げる者が現に扶養している児童
- (3) 父母のない児童（法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。）

(4) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者が現に児童を扶養している場合であって、第1号に掲げる者に準ずるものと町長が認める者

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に規定する障害に該当する者又は20歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）

(4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程
(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ひとり親家庭等であって、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 宇多津町子ども医療費支給に関する条例（平成23年条例第10号）第2条に規定する子ども（満6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であって、同条例に規定する支給対象者が保護する者

(3) 宇多津町重度心身障害者等医療費支給に関する条例（昭和49年条例第10号）第3条に規定する対象者

(4) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の支給については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額を超える者

(5) 民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてひとり親家庭等の生計を維持する者の

前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上である者

- 3 前項第4号及び第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格者証の交付等)

第4条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

- 2 医療費の支給は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月(正当な理由により、同項の交付の申請が遅れたときにあつては、町長の認める月)以後において受けた医療について行うものとする。

(医療費の支給)

第5条 町は、受給資格者(対象者であつて前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)をひとり親家庭等医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によつて算定した額(医療保険各法その他の法令等の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあつては、その基準によつて算定した額)並びに医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定め基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(支給の方法)

第6条 町長は、前条第1項に定める支給すべき額を当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 町長は、受給資格者がひとり親家庭等医療費を保険医療機関等に支払った場合は、当該受給資格者の申請に基づき医療費を支給するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を香川県国民健康保険団体連合会及び香川県社会保険診療報酬支払基金に委託するものとする。
- 4 第2項の申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わな

ければならない。

(損害賠償の返還)

第7条 町長は、受給資格者又はその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(母子家庭等医療費の支給の特例)

2 この条例施行の際母子家庭等医療費の支給要件に該当する者が、昭和51年5月1日から同年6月30日までの間に、第3条第1項の認定の請求をした場合は、同条第2項の規定にかかわらず、母子家庭等医療費の支給は、同年4月以後の疾病又は負傷について行うものとする。

3 この条例施行の日から昭和51年5月31日までの間に母子家庭等医療費の支給要件に該当した者が、同年5月1日から同年6月30日までの間に、第3条第1項の認定の請求をした場合は、同条第2項の規定にかかわらず、母子家庭等医療費の支給は、支給要件に該当した日以後の疾病又は負傷について行うものとする。

附 則 (昭和56年3月19日条例第16号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日条例第10号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月24日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定による改正後の宇多津町母子家庭等医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項及び第4条の規定は、昭和59年10月1日以後において受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項第4号の規定は、昭和61年1月1日以後において受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受ける医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 4 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員（これらの者であったものを含む。）であつて、昭和59年10月1日からこの条例の施行日の前日までの間において新条例第3条に規定する対象者に該当することになった者に係る新条例第5条第2項の規定の適用については、その該当することとなつた日に認定の請求があつたものとみなす。

附 則（昭和61年4月1日条例第4号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月20日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 10月1日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月15日条例第31号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年6月20日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月18日条例第12号）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 平成17年8月1日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月17日条例第3号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月16日条例第8号）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の宇多津町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例は、この条例

の施行の日以後に受ける保険給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月12日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇多津町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るひとり親家庭等医療費の支給において適用し、同日前に受けた保険給付に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月18日条例第23号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇多津町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例及び宇多津町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。